

碧南市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、保育園、幼稚園、小学校、中学校及び公民館の令和7年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年12月1日

碧南市監査委員 小林 尚

碧南市監査委員 林田 かなめ

令和 7 年度
定期監査報告書

保育園

幼稚園

小学校

中学校

公民館

碧南市監査委員

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 保育園 天道保育園、築山保育園
- (2) 幼稚園 中央幼稚園、大浜幼稚園
- (3) 小学校 中央小学校、大浜小学校、西端小学校
- (4) 中学校 新川中学校、東中学校、西端中学校
- (5) 公民館 新川公民館、中部公民館、西端公民館

3 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年8月31日まで

4 監査の実施期間及び場所

監査対象施設	実 施 日	実施場所
新川中学校、西端公民館、新川公民館	令和7年10月 2日	
大浜小学校、天道保育園、築山保育園	令和7年10月 7日	
東中学校、中部公民館	令和7年10月 8日	現 地
大浜幼稚園、西端小学校、中央幼稚園	令和7年10月10日	
中央小学校、西端中学校	令和7年10月15日	

5 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

6 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、施設長等の説明を聴取して監査を実施した。

備品の管理状況について、管理台帳より抽出した数点について調査した。

各小中学校における毒物劇物については、事前に現状の管理状況を確認した上で監査を実施した。

8 監査の結果

各事務は、いずれも適正に執行されていると認めた。